

献呈の辞

令和二年九月二一日、敬愛する喜多義人先生が六二歳という若さでお亡くなりになりました。ご病氣のことは、先生から直接お伺いしておりましたが、あまりにも早すぎること逝去でした。大学院以来、親しくしていただいた先輩である先生が、他界されましたことを大変悲しく、そしてとても寂しく感じております。

喜多先生は、昭和五六年三月に日本大学法学部法律学科をご卒業後、同年四月に同大学大学院法学研究科博士前期課程、昭和五九年四月に同大学大学院博士後期課程へご進学され、ゼミナールの指導教員であつた深津栄一教授のもとで研究者としての歩みを始められました。その後、平成一七年一〇月に専任講師として本学部にご着任され、平成二〇年一〇月に准教授、平成三〇年四月からは教授として日本大学法学部の研究・教育に携わってこられました。

喜多先生は、国際法をご専門とされ、その中でも戦時国際法の問題を生涯の研究テーマとして取り組んでこられました。日露戦争において、日本は国際法を遵守したと称賛されましたが、第二次世界大戦では、日本は捕虜や文民を非人道的に取り扱ったとされ、現在に至るまで非難され続けていることが、先生の問題意識の根底にあつたように思われます。そのため、平成二年から平成一二年前半まで、歴史的な観点から、上官命令の問題、軍隊における国際法に関する教育、そして戦争における捕虜の取り扱いについての数々のご論文を、『日本法学』をはじめとした紀要や専門誌にご投稿されました。平成一六年にご論文「日露戦争の捕虜問題と国際法」が学会誌『軍事史学』に、平成一八年にご論文「日本軍人の捕虜に関する国際法知識」が『法学紀要』に掲載されましたが、この二本のご論文は、平成一六年から平成一七年の日露戦争百周年にあたり、喜多先生の問題意識を表したものとはいえるでしょう。

平成二〇年から、喜多先生は、赤十字とジュネーブ条約、赤十字による救護活動に特化したご研究を続けられました。赤十字は、ジュネーブ条約に則り、戦時において敵味方の差別なく犠牲者を救護する民間団体ですが、日本赤十字社の歴史的な史料が利用可能になったため、それらの史料を駆使してご論文を執筆されました。平成三〇年から令和元年にかけては、西南戦争において日本赤十字社が博愛社として創設され、日本がジュネーブ条約に加入するまでの約一〇年間に焦点をあてた三本のご論文を発表されました。令和二年に『日本法学』に掲載されたご論文「日本赤十字社と災害救護」が先生の最後のご論稿となりましたが、赤十字の救護活動についてさらにご研究されたいとおっしゃっておりましたので、この分野で先生のご活躍を見ることができずとても残念に思います。

以上のように、喜多先生は、歴史的な観点から戦時国際法を研究テーマとされておりましたので、学会活動についても、軍事史学会において中心的な役割を担われました。学会誌『軍事史学』にはご論文を多数ご投稿されておりますが、その中でも平成一三年に掲載されたご論文「英軍による降伏日本軍人の取扱い」は、優秀論文に与えられる阿南・高橋学術奨励賞を受賞されました。また、平成二三年から平成二七年にかけて、編集委員長として学会誌『軍事史学』の編集にあたられました。令和二年に先生が軍事史学会副会長にご就任されましたことは、先生の学会への貢献が認められたことの証といえるでしょう。

喜多先生には、国際法の中でも戦時国際法と関連した多数のご業績がございますが、先生は平成一八年から平成一九年にかけて捕鯨に関する三本のご論文を『日本法学』にご執筆されています。これは、喜多先生が和歌山県のご出身であることに大いに関係していると思われます。和歌山県は、捕鯨が盛んな地であり、特に太地町は商業捕鯨が禁止されていた時期においても捕鯨を行ってきました。喜多先生は、太地町立くじら博物館をご訪問され、また東京にある捕鯨関連団体をご訪問して、捕鯨に関する資料を収集されていました。捕鯨反対国と日本の間には深い溝がありますが、先生は古郷和歌山をはじめとして日本が行っている捕鯨の国際法上の正当性を主張したかったのではない

かと思われず。

喜多先生は、すぐれた教育者でもあり、多くの学生の教育指導をなさってきましたが、特にゼミ生に対しては特別な思いをお持ちで、ゼミ生と接する時間を大切にしておられました。先生は、ゼミ生と折に触れ飲み会を行い、交流を図っておられました。喜多ゼミでは、様々なイベントを行っておりましたが、先生は花火が大好きだったため、夏には東京近郊で開催される花火大会の席取りをして、ゼミ生とともに花火を楽しまれておりました。また、ゼミの夏合宿では、毎年、自衛隊の富士火力演習を見学し、秋には横須賀に停泊中の海上自衛隊の潜水艦の見学を行いました。喜多先生は、本学部の第二部（夜間部）に深い思いを持っておられました。同僚大学では、次々と夜間部を閉鎖しておりますが、先生は「日大は第二部から始まった」という信念のもと、「自主創造の基礎」の授業では、必ず第二部（夜間部）をご担当され、社会人学生を含めた第二部学生に対して熱心に教育されてこられたことから、先生の講義は第二部学生に大変人気があり、多くの受講生が集まりました。

喜多先生は、長年にわたって日本大学法学部の教育・研究にご尽力されてきました。先生のご人徳を慕い、先生を心から敬愛する先生方から多数のご論文が寄せられましたことを、大変嬉しく思います。謹んで先生のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ここに哀悼の意を表し、喜多先生の御魂に本論文集を捧げます。

令和三年九月吉日

日本大学法学部長 小田 司